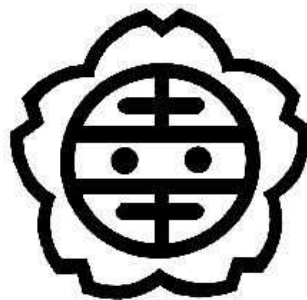




使用料・手数料の適正化 に関する基本方針



幸 手 市

(初版：平成 17 年 11 月)

(改訂：令和 6 年 7 月)

目次

はじめに	1
第1章 使用料・手数料見直しについて	2
第2章 算定の対象について	3
第1節 使用料算定の対象	3
第2節 手数料算定の対象	3
第3章 使用料・手数料算定の基本的な考え方	4
第4章 使用料・手数料の見直しの基準・方法	6
第5章 本方針を適用しない使用料について	12
第1節 使用料見直し方法の例外的措置	12
第2節 無料施設の考え方	13
第6章 使用料・手数料の減額及び免除の適用	14
第1節 使用料の減額・免除	14
第2節 手数料の免除	16
第3節 その他の取り扱い	17
第7章 使用料・手数料の見直しサイクル	18
第1節 見直しサイクル	18
第2節 基本方針に基づく算定	18
第3節 本方針を適用しない使用料の算定	18
別紙1	19
別紙2	20
別紙3	21
様式1－1 使用料コスト計算書	22
様式1－2 使用料コスト計算書（行政財産）	23
様式2 手数料コスト計算書	24

はじめに

幸手市が提供する公共サービスは、市民の皆様から徴収した税金により賄うのが原則ですが、サービスにより利益を受ける方が特定されるものについては、サービスを受ける方と受けない方との不公平が生じてしまいます。そこで、幸手市では、サービスの利用により利益を受ける特定の方（受益者）に、受益の範囲内で、使用料や手数料などを負担していただくこと（受益者負担の原則）を基本的な考え方としています。

幸手市では、これまでの幸手市総合振興計画において、受益者負担に関する項目を掲げ、その適正化に努めており、第6次幸手市総合振興計画後期基本計画においても、第7章第3節「健全な財政運営」における施策の1つとして「受益者負担の適正化」を掲げています。

このような中、平成17年度から平成19年度に実施した行政改革A C Tプランに基づいて、平成17年11月に「施設使用料の見直し基準」を作成し、平成19年4月1日からの施設使用料について、減額・免除基準の見直しを実施し、平成20年4月1日に施設使用料の改定を行いました。

しかしながら、それ以降において、平成26年、令和元年の二度にわたる消費税率の引き上げや、近年の急激な物価上昇などもあり、「受益者負担の適正化」が確保されていない状況となりました。

このため、統一的な基準のもと、定期的な見直しを前提に使用料・手数料を算定することで、受益者負担の公平化・適正化を図ります。なお、統一的な基準については、従来の「施設使用料の見直し基準」を改訂し、「使用料・手数料の適正化に関する基本方針」とするものです。

第1章 使用料・手数料見直しについて

使用料及び手数料については、地方自治法第 225 条及び第 227 条の規定に基づき、それぞれ地方公共団体の行政財産の使用や公の施設の利用、特定の者のために行う役務の提供について、その対価として条例に基づき使用者、利用者から徴収できる金銭となっています。

また、施設の利用や各種諸証明発行などの行政サービスにより利益を受ける人（使用者、利用者）がその受ける利益の程度分を負担する受益者負担の原則に立っています。

そのため、受益者負担の観点から使用料・手数料について、統一的な基準の下に算定し、定期的に見直しを行うことで、社会情勢や物価の変動、消費税率の改正等が適正に転嫁されるよう公平化・適正化を図っていくものです。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） ※一部抜粋

(使用料)

第 225 条 普通地方公共団体は、第 238 条の 7 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(手数料)

第 227 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第2章 算定の対象について

第1節 使用料算定の対象

本方針（使用料算定の統一基準）を用いて使用料算定をする施設は、一般会計において使用料を徴収する公の施設とします（表1）。

表1 使用料算定の対象

施設名称	根拠条例
コミュニティセンター	幸手市コミュニティセンター設置及び管理条例
中央公民館 西公民館 北公民館 南公民館 東公民館	幸手市公民館設置及び管理条例
勤労青少年ホーム	幸手市勤労青少年ホーム設置及び管理条例
武道館	幸手市立武道館設置及び管理条例
市営釣場	幸手市営釣場設置及び管理条例
勤労福祉会館	幸手市勤労福祉会館設置及び管理条例
農村文化センター	幸手市農村文化センター設置及び管理条例
ふれあい農園	幸手市ふれあい農園設置及び管理条例
上高野自転車駐車場	幸手市自転車駐車場設置及び管理条例
市民文化体育館（アスカル幸手）	幸手市民文化体育館設置及び管理条例
老人福祉センター	幸手市老人福祉センター設置及び管理条例
児童館	幸手市立児童館設置及び管理条例
学校屋外運動場照明	幸手市立学校屋外運動場照明使用料条例
都市公園	幸手市都市公園条例
保健福祉総合センター（ウェルス幸手）	幸手市保健福祉総合センター設置及び管理条例

※施設名称において「幸手市」は省略している。

第2節 手数料算定の対象

手数料算定の統一基準を用いて対象とする事務は、幸手市手数料条例に規定されている特定の者のためにする事務とします。

なお、幸手市手数料条例以外で規定されている手数料についても、受益者負担の原則から、本基本方針とは別に見直しを検討します。

第3章 使用料・手数料算定の基本的な考え方

(1) 算定方法の明確化（コスト計算）

使用料・手数料は、市民の間における公平性、公正性を確保し、適正な受益者負担を求めるため積算根拠を明らかにし、市民に説明できるようにする必要があります。また、市職員自ら使用料・手数料に係るコスト把握とその意識付けを行うためにも統一的な「コスト計算の基準」による算定が必要となります。

(2) 受益者負担の適正化

使用料について、市が提供するサービスの内容（以下「行政サービス」という。）は、道路や下水道などの市民生活に不可欠なインフラ整備など民間における提供が困難なサービスから、施設の貸出しや講座の開催、イベントの実施など、民間においても類似のサービスが提供されているものまで、多岐にわたっております。

このため、単なる受益者負担の原則だけでなく、市民と行政の役割分担の観点の1つである「行政の責任領域」から行政サービスを捉え、原価に対する受益者負担割合の適正化が必要となります。

なお、手数料は、特定の者を対象とする事務に要する対価として徴収するものであることから、受益者負担の割合は100%を原則とします。

(3) 利用者区分による設定

使用料について、施設等の設置、維持管理に要する経費が主に税金で賄われていることから、施設等の利用に係るサービスを利用する者を「市内者と市外者」などに区分し、利用者や時間帯などの利用形態ごとに分け、それぞれ条例に規定しています。

市外者の利用について、使用料に区分を設定する場合には、市の政策判断により差額を設定している場合を除いて、原則、市内者料金の2倍以内とします。

ただし、広域行政の推進に伴い広域行政圏内の構成市町間における施設の相互利用が可能となっており、一部においては「市内者」と「市外者」の格差は設けないこととします。

なお、手数料は、特定の者を対象とする事務に要する対価として徴収するものであることから、サービス利用者の区分にかかわらず100%を原則とします。

(4) 上限率の設定

使用料・手数料の算定に当たり、コスト計算等の結果を画一的、機械的に適用することで、サービスの種類によっては近隣市町村や民間の類似施設の料金体制と不均衡を招くおそれがあります。

また、現行の使用料・手数料と比べ大幅に上回るような料金改定となる場合は、過大な市民負担を強いることになります。

このため、使用料・手数料の算定にあたって、一定率以上の改定率になった場合は、過大な市民負担を抑制するための「上限率」を設けることで、段階的に改定していきます。

なお、使用料・手数料の算定にあたっては、類似施設や近隣市町村との均衡を考慮して算定を行うことはやむを得ないものとします。

ただし、現行の使用料・手数料を大幅に下回る料金改定となることで、民業を圧迫するおそれがある場合は、据え置くこととします。

(5) 使用料・手数料の減額及び免除規定の適正化

使用料は、条例において減額及び免除について規定していますが、施設毎の慣例によりその適用理由の拡大解釈などが繰り返されている時期がありました。

これにより、市はその費用の全部又は一部を放棄し、減収分は税金で負担していましたが、受益者負担の原則からも減額及び免除規定は慎重に適用する必要があります。

手数料についても、条例において減額及び免除について規定していますが、全国、県内等で料金を統一しているものは、原則として同様の取り扱いをすることとします。

今後、使用料・手数料の減額又は免除の適用について厳正に対応するため基準が明文化されていなかったものは基準を明文化することで、その適用の妥当性及び明確性を確保し適正化に努めていきます。

(6) その他

手数料の算定にあたっては、近年のデジタル化推進の観点などの政策的な理由により、窓口・郵送・多機能端末（コンビニ交付等）で価格差を設けることができるものとします。

第4章 使用料・手数料の見直しの基準・方法

「使用料・手数料の見直し手順（別紙1）」により実施します。

算定に当たっては、直近の決算額を用いることとしますが、施設特性により、複数年の決算額平均を用いることは差し支えないものとします。

(1) コスト計算の方法

ア 使用料のコスト計算（算定使用料）

使用料のコスト計算については、下記の計算式に基づいて「使用料コスト計算書（様式第1号）」により算出します。

(ア) 使用料 = 原価(イ) × 受益者負担割合(率) × 利用者区分別負担割合

(イ) 原価 = 1単位当たりの単価(ウ) × 貸出単位

(ウ) 1単位当たりの単価 =
$$\frac{\text{人件費} + \text{物件費} + \text{減価償却費}}{\text{総貸出面積} \times \text{年間使用可能時間}}$$

※ 1単位は原則として総貸出面積×年間使用可能時間、貸出単位は原則として貸出面積×貸出時間となりますが、施設特性により異なる単位を使用することは差し支えないものとします。

年間使用可能時間は、条例上の利用可能時間から、施設修繕等に係る施設閉鎖時間・使用不能時間を差し引いた実使用可能時間を算定基礎とします。

イ 手数料のコスト計算（算定手数料）

手数料のコスト計算については、下記の計算式に基づいて「手数料コスト計算書（様式第2号）」により算出します。

(ア) 手数料 = 原価(イ)

(イ) 原価 = 人件費(ウ) + 物件費等(工)

(ウ) 人件費 = 1分当たりの人件費 × 1件当たりの処理時間(分)

(工) 物件費等 = 物件費・減価償却費 ÷ 年間処理件数

※「表2 人件費・物件費等の対象科目」を参照

ただし、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年1月21日政令第16号）」で定める事務（標準事務）については、当該政令で定める金額を標準として定めます。

表 2 人件費・物件費等の対象科目

分類	対象科目	対象経費
人件費	報酬 給料 職員手当等 共済費	・常勤職員及び再任用職員については、当該業務に従事する人工数を算出し、地方財政状況調査におけるそれぞれの人件費における平均単価を用いて算出する。 ※ 人工数は、1年間の労働日数を240日、実労働時間を1,860時間（111,600分）として、当該事務に従事した日数又は時間を基に算出する。 ・会計年度任用職員については、当該業務に従事する職員に係る報酬・手当を用いて算出する。
物件費	需用費	・消耗品費……事務・維持管理に係るもの ・燃料費……施設運営に係るもの ・印刷製本費…事務・施設運営に係るもの ・光熱水費……事務・施設運営に係るもの ・修繕料……建物及び設備等の修繕に係るもの
	役務費	・通信運搬費…事務・施設運営に係るもの ・手数料……施設・備品維持に係るもの ・保険料……事務・維持管理に係るもの
	委託料	清掃、警備、保守点検などすべて ※
	工事請負費	事務・施設運営に係るもの ※
	使用料及び賃借料	土地借地料、パソコン等のリース料（グループウェアパソコン等を除く）など
	備品購入費	事務・施設運営に係るもの ※
減価償却費		・統一的な基準による地方公会計に基づく固定資産台帳に基づき計上する。 ・減価償却の方法は定額法とする（減価償却費＝取得価格×償却率）。 ・取得価格は、取得した費用から補助金等を控除した額（一般財源及び地方債相当額）とする。 ・施設の運営に直接影響しない資産（職員の事務連絡に使用する公用車や、公民館における防災倉庫）に係る減価償却費については、費用に算入しない。 ・土地は、減価償却しない資産のため、費用に算入しない。

※ 委託料、工事請負費、備品購入費については、資産として減価償却を行う経費は除くものとする。

ウ 行政財産に係る使用料又は貸付料

地方自治法第238条の4の規定に基づき、行政財産である土地や建物を目的外使用する場合の使用料又は貸付料は、「幸手市行政財産の使用料に関する条例」に基づき算出しています。

(2) 受益者負担の設定

ア 行政サービスの領域設定

行政サービスは、提供するサービスそのものの性格によって次の3つの領域に分類することとし、提供するサービスの受益者負担を求めるにあたり、このサービスの性質の相違に応じた負担を求めます。

表 3 行政サービスの性質の区分

サービスの区分	サービスの性質	基礎と選択の関係	分類	負担の考え方
行政の責任領域	・行政の基礎的なサービス ・市場性が薄い ・受益者が不特定	・基礎的で選択肢が無い ・日常から排除ができない	第1	全額公費
公的領域	・市場原理の適用小 ・民間も提供が可能 ・基礎性、選択性	基礎的（多数の者が必要）	第2	公費＝受益者
		選択的（個人で異なる）	第3	
私的領域	・市場原理の適用大 ・民間と競合する ・快適性、利便性	・選択肢が多い ・サービスの受け入れについては個人の任意の判断	第4	公費＜受益者 または 全額受益者

(ア)「行政の責任領域のサービス」(第1分類)

この領域は、義務教育関連業務や消防・救急、道路、公園、公衆衛生等のような行政サービスであり、不特定多数の市民に共同で利用・消費され、対価を支払わない利用者を排除することができないため「第1分類」としています。

そのため、ある利用者や消費者の利用・消費によって、その他の利用者や消費者に不利益が生じないサービスとなります。

内容については、市民の一般生活において極めて基礎的、必需的であり、行政がその責任において提供すべき当該自治体内の根幹的なサービスです。

このようなサービスにおいては、市場機構を通じた供給ができないことから、利用者や消費者からその対価として使用料を徴収することは現実的に不可能であるため、無料で提供し、これらに要する費用は税で賄うものとしています。

(イ)「公的領域のサービス」(第2・第3分類)

この領域は、市場機構においても同種・類似のサービスが提供されていますが、主として行政が提供しているサービス（基礎的）を「第2分類」、そのサービスを受けるか

否かが私的個人に委ねられ、市場機構では提供されにくいサービス（選択的）を「第3分類」としています。

このようなサービスにおける使用料については、そのサービスの受け入れが私的個人の任意に基づくものであるため、当該受益者に応分の負担を求めるものとしています。

（ウ）「私的領域のサービス」（第4分類）

この領域は、サービスの提供を受けるか否かを私的個人に委ねられているもので、「市民の日常生活をより快適で潤いのあるものにするために提供しているサービス」となり、行政サービスの内容がより選択的で、市場機構から提供され得るサービスとして、私的個人が行政と市場機構のサービスの何れかを選択できるサービスとなるため「第4分類」としています。

このようなサービスにおける使用料は、そのサービスの受け入れが私的個人の任意に基づくもの、市場原理が働くことなどにより、当該受益者から許容の範囲において受益の負担を求めるものとしています。

イ 受益者負担率の設定

受益の程度に応じた負担となる使用料を設定するため、上記3つの領域に応じて区分し、使用料の原価に対する「受益者負担率」を設定することとしますが、手数料の受益者負担率は100%とします。

なお、公の施設毎の領域サービスの区分は、「受益者負担の基準率（別紙2）」のとおりですが、必要に応じて見直しを行います。

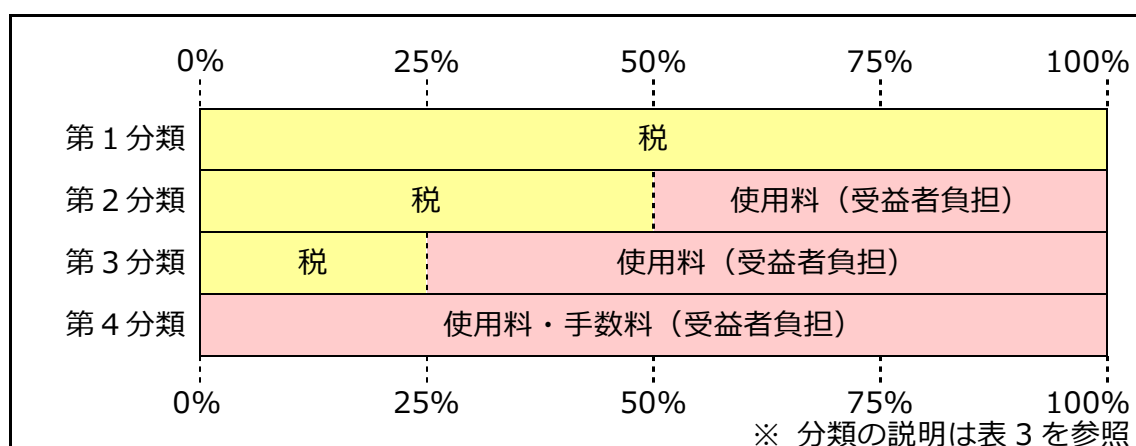


図1 受益者負担の割合図

(3) 利用者区分の設定

公の施設は、市民の利用に供することを目的に設置しており、その使用料は、受益と負担の公平性、市民優遇の観点から、施設の利用者の状況を判断し、「利用者区分の基準（別紙 3）」のとおり利用者区分を設定しています。

また、田園都市づくり協議会の近隣 3 市 2 町（久喜市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町）の構成市町内に住所を有する者は、市が広域行政の推進のため加盟している趣旨に鑑みて、市民と同様としています。

ただし、市の政策的判断により、すでに 2 倍超の使用料としている場合を除き、市外者は市内者料金の 2 倍以内とします。

なお、手数料は、特定の者を対象とする事務に要する対価として徴収するものであることから 100%を原則とします。

(4) 上限率の設定

使用料・手数料の算定にあたっては、「コスト計算書（様式第 1 - 1 号・様式第 1 - 2 号・様式第 2 号）」及び「受益者負担の基準率（別紙 2）」等から算定した金額と現行の金額を比較し、過大な市民負担となるような大幅な料金改定を抑制するため、「50%」の上限率を設けます。

また、上限率が 50%未満となった場合においては、当該算定の結果、得られた額を上限とした改定額を設定します。

表 4 上限率の設定

上 昇 率	上昇率による改定料金の設定方法
50%以上	現行の金額に 150/100 を乗じて得た額を上限
50%未満	算定の結果得られた額を上限

(5) 端数処理

使用料・手数料のコスト計算書によって算定した料金は、原則として、100 円単位で設定することとしますが、端数処理にあたって、増額改定の場合は 50 円又は 100 円単位で端数を切り下げ、減額改定の場合は 50 円又は 100 円単位で端数を切り上げます。

このとき、現行額が 1,000 円未満でコスト計算の結果と現行額の差額が±50 円未満の場合は 50 円単位、現行額が 1,000 円以上でコスト計算の結果と現行額の差が±100 円以

上の場合は、100 円単位で端数処理を行うこととします。

コスト計算書の原価算定にあたっては、小数点以下第 2 位を四捨五入することとします。

なお、算定結果額が現行額より低く、その差が 100 円以下の場合、改定は行わず、現行額で据え置きます。

表 5 端数処理の例

算定区分	例 1 (増額)	例 2 (増額)	例 3 (据え置き)	例 4 (減額)	例 5 (減額)
改定前料金	200 円	1,000 円	200 円	500 円	1,000 円
計算結果	280 円	1,380 円	140 円	370 円	890 円
算定額	250 円	1,300 円	200 円	400 円	900 円

※1,000 円未満→50 円単位 ※1,000 円以上→100 円単位

表 6 原価算定の例

算定区分	例 1	例 2
計算結果	1.88 円	2.14 円
端数処理	1.9 円	2.1 円

※ 小数点以下第 2 位を四捨五入

(6) 消費税の取り扱い

消費税は、国内において資産の譲渡等を行う個人事業者及び法人の納税義務者としていますが、地方公共団体等の事業活動は公共性が強いものであることから、消費税法上、特例が設けられています。

そのため、消費税率の変更があった際には、使用料・手数料の金額が直接的に変わるわけではありません。しかしながら、使用料・手数料の算定の基礎となる費用には、課税取引も含まれることから、使用料・手数料の見直しを行った際には、消費税率の変更の影響を間接的に受けることとなります。

第5章 本方針を適用しない使用料について

第1節 使用料見直し方法の例外的措置

使用料について、法令や他の基準等により料金や算定方法が定められているものや、例外的な措置が必要なものは、この基本方針の対象外とします。

(1) 物品に対する使用料の算定

施設に附属する物品の使用料については、この基本方針は直接的に適用しませんが、社会情勢の変化に応じて、適宜、見直しを行うこととします。

(2) 市営釣場の使用料の算定

市営釣場の使用料については、民間の同等施設との関係から市場性や魚の放流に係る経費等などが大きく作用することから、この基本方針は直接的に適用しませんが、社会情勢の変化に応じて、適宜、見直しを行うこととします。

(3) 公園内庭球場（テニスコート）使用料の算定

上吉羽中央公園、幸手総合公園、千塚西公園及び神扇公園の庭球場（テニスコート）の使用料については、個別の算定により施設ごとの不均衡が生じるおそれがあることから、この基本方針を幸手総合公園に適用し、同区分により求められた使用料を他のテニスコートにも適用します。

(4) 公園内野球グラウンド使用料の算定

千塚西公園及び神扇グラウンドの使用料については、個別の算定により施設ごとの不均衡が生じるおそれがあることから、この基本方針を神扇グラウンドに適用し、その算定額を適用します。

(5) 幸手市営住宅使用料の算定

市営住宅については、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸又は転貸する住宅として、入居権利者の収入や市営住宅の立地条件、規模、建設年数を考慮して算定するものであることから、この基本方針は直接的に適用しませんが、社会情勢の変化に応じ

て、適宜、見直しを行うこととします。

(6) 老人福祉センター使用料の算定

老人福祉センターについては、60 歳以上の市内者を無料とし、市外者及び 60 歳未満の市内者を有料としており、その算定根拠は面積・時間によるものではないことから、この基本方針は直接的に適用しませんが、社会情勢の変化に応じて、適宜、見直しを行うこととします。

(7) 市民文化体育館（アスカル幸手）使用料の算定

市民文化体育館の使用料については、原則としてこの基本方針を適用しますが、下記についてはこの基本方針は適用しないこととします。

- ・割増使用料、さくらホールを文化会館施設として利用する場合の基本使用料
（時間帯により金額を変えているため、本基本方針の計算方法とは合わないため）
- ・トレーニングルームプリペイドカード（前払金に対して施設利用可能額を上乗せするものであるため）

(8) 入浴施設使用料の算定

保健福祉総合センターの入浴施設（天神の湯）及び教養娯楽室の使用料については、民間の同等施設との関係から市場性などが大きく作用することから、この基本方針は直接的に適用しないこととします。

- ※ 条例で、教養娯楽室の利用は入浴施設の利用者に限るものとしているため、入浴施設及び教養娯楽室は一体として取り扱うこととします。

第 2 節 無料施設の考え方

市の政策的判断により、公の施設の設置当初から施設使用料を無料としている施設については、有料とすることでその設置目的に反すると認められる場合には、引き続き無料とします。

第 6 章 使用料・手数料の減額及び免除の適用

第 1 節 使用料の減額・免除

(1) 使用料の減額・免除の原則

公の施設の維持やサービスの提供にはコストがかかっていること、また、施設を利用する人と利用しない人がいることから、受益者負担の原則の徹底と適用基準の統一という考え方にに基づき、各施設の条例に規定していますが、特別の事由があると認められる場合に限り使用料の減免制度を適用することとします。

ア 受益者負担の原則の徹底

これまで高齢者や障がい者への配慮、各種団体活動の促進のため、減額・免除の規定を適用することで、一定の効果を上げてきました。

しかし、その適用に当たっては、受益者負担の原則に基づいて、条例等に規定されているものなど、真に止むを得ないものに限定することとします。

イ 適用基準の統一

減額・免除制度は、各施設間で対応が統一されていませんでしたので、公平性・公正性を確保するため、可能な限り全ての施設で共通の対応をするものとし、減額・免除に関する基準の統一を図ります。

(2) 使用料減額の適用基準

表 7 の①～⑥及び表 8 の①～②のいずれかに該当する場合は、使用料を減額することができるものとします。

なお、利用者と非利用者間の公平性を担保する観点から、「使用料の利用者区分の基準（別紙 3）」のとおり、減額率は原則として使用料の 50%相当額（2 分の 1 相当額）とします。

表 7 使用料減額の適用基準（団体）

番号	対象	具体例
①	市が後援、協賛する場合	・ 競技別の市民体育大会等による利用
②	市内の保育機関、教育機関が保育、教育目的で利用する場合	・ 市内の公私立保育機関による保育活動を行うための利用 ・ 市内の公私立教育機関による教育活動を行うための利用
③	市内の公共的・公益的団体が、団体本来の活動目的で利用する場合	・ 市内社会教育関係団体、社会福祉関係団体等による団体本来の活動目的での利用
④	構成者の半数以上が障がい者である団体が利用する場合	・ 市内の障がい者施設等による当該施設の活動目的での利用
⑤	市内小・中学校、高等学校に通う児童・生徒が構成員の半数以上を占める団体が利用する場合	・ 市内小・中学校、高等学校の児童・生徒で構成員の半数以上を占めている団体による利用
⑥	市長が特別の事由があると認めた場合	・ 大規模自然災害など、特に必要があるとき（例外規定）

表 8 使用料減額の適用基準（個人）

番号	対象	具体例
①	幼児・児童・生徒が利用する場合	・ 幼児・児童・生徒が施設を利用
②	障がい者が利用する場合	・ 障がい者が施設を利用

(3) 使用料免除の適用基準

ア 免除規定の適用事由

表 9 の①～⑤のいずれかに該当する場合は、免除することができるものとします。

表 9 使用料免除の適用基準

番号	対象	具体例
①	市（行政委員会、市が設置する附属機関等を含む。）が主催又は共催する場合	・ 法令や要綱に基づき市が設置する附属機関、審議会等が会議等を開催するための利用 ・ 市議会が行政施策・事務を遂行するための利用
②	市以外の官公署が行政目的で利用する場合	・ 国、その他の地方公共団体が行政目的で利用（市の利用と同様に扱う）
③	市内の各種団体が行政活動の協力目的等で施設を利用するとき	・ 市などの行政機関による協力要請に基づき、市内の各種団体が会議などで施設を利用する場合（行政活動に準ずるものとして取扱う。）。
④	市内の保育所、幼稚園、小・中学校等が教育目的で利用する場合	・ 市内の公私立の保育所、幼稚園、小・中学校等の保育・教育機関が、幼児、児童・生徒等の保育、教育活動を行うための利用
⑤	市長が特別の事由があると認めた場合	・ 大規模自然災害など、特に必要があるとき（例外規定）

イ 免除回数の制限

施設の利用枠に限りがあることから、利用者間の公平性を確保する必要がある場合には、施設ごとに免除回数の上限を設定できるものとします。

第 2 節 手数料の免除

(1) 手数料の免除の原則

全国、県内等で手数料を統一しているものは、原則として同様に扱うこととしますが、サービスの提供を受ける特定の人とそのサービスの趣旨に合致し、相当の妥当性が認められる場合に限り、条例等に明文化した上で適用します。

また、受益者負担の原則を踏まえ、妥当性を欠くことがないよう、慎重に設定した上で、幸手市手数料条例に基づき取り扱うこととします。

(2) 手数料免除の適用基準

ア 免除規定の適用事由

表 10 の①～④のいずれかに該当する場合は、免除することができるものとします。

表 10 手数料免除の適用基準

番号	対象	具体例
①	国、地方公共団体が申請する場合	国、その他の地方公共団体が法令等に基づく事務処理において必要なとき
②	生活保護法による保護を受けている者が申請する場合	生活保護法による保護を受けている者からの申請又は請求があったとき
③	法令等による場合	法令等の規定により無料で証明できる旨の規定がなされているとき
④	市長が特別の事由があると認めた場合	個別の事情により、特に必要があると認められ、やむを得ない場合

第3節 その他の取り扱い

(1) 施設の目的外使用時の減額・免除の適用

使用料の減額・免除の取扱いは、施設の目的外使用時についても目的内利用時と同様に取扱いします。

(2) 減額・免除事務の省略

使用料・手数料を減額・免除する場合、基本的には、その都度の申請に基づき決定する必要がありますが、利用者にとって事務手続きが煩雑になるため、申請の簡素化も検討することとします。

(3) 資格確認の徹底

使用料・手数料を減額・免除する場合は、身分証明書、各種障害者手帳、団体名簿、行政からの文書等の提示を求めることにより、減額・免除対象者の年齢、障がいの有無、団体の構成人数、団体活動の性格等の確認を徹底することとします。

この場合、基本的には、その都度の申請に基づき確認する必要がありますが、利用者にとって煩雑になるため、1年ごとの資格確認の更新を行うなどの検討をすることとします。

第7章 使用料・手数料の見直しサイクル

第1節 見直しサイクル

使用料・手数料の見直しにあたっては5年サイクルにより、使用料・手数料の各コスト計算書により算出した原価に基づき「改定案」を試算し、政策会議等に諮った上で、改定時期などを検討します。

なお、見直しは、「使用料・手数料の見直し手順（別紙1）」によるものとします。

第2節 基本方針に基づく算定

平成17年度に施設使用料の見直し基準を策定し、平成18年度に使用料の見直しを実施しております。

その後、「減額・免除」の取り扱いについて先行して見直しを行い、料金の改定は、条例改正を伴うことから平成20年度に実施しています。

令和6年度には、基本方針を改訂し、手数料についても見直しを行うこととしました。

今後、見直しサイクルにおいて、新たな料金を設定する場合や改定の必要がある場合は、この基本方針により算定を行うものとします。

第3節 本方針を適用しない使用料の算定

第5章にて示した、本方針を適用しない使用料については、使用料の見直しだけでなく、見直し方法が適切かどうかを確認することとします。

確認は原則として各所管課で行うこととしますが、複数の施設にわたる場合は、政策課と各所管課で調整することとし、見直し方法の変更が生じた場合は、政策会議等に諮り、当該会議の審議を経たうえで変更案の確定を行います。

確認のサイクルは、原則として本方針の見直しサイクルと同じ5年とします。

使用料・手数料の見直し手順

- 1 この基準による使用料・手数料の見直しは、原則として、5年サイクルで実施します。
- 2 コスト算出により得た額を、受益者負担率の基準に応じて算定使用料及び算定手数料を算出します。
- 3 算定使用料・算定手数料と現行使用料・現行手数料の比較を行い、急激な市民負担を伴う調整を上限率により抑制し、「改定案」を算出します。
- 4 上記3で得た「改定案」について、政策会議等に諮り、当該会議の審議を経たうえで改定案の確定を行います。
- 5 見直しにより改定する場合の条例改正手続きは、使用料については各所管課が、手数料については政策課が行います。

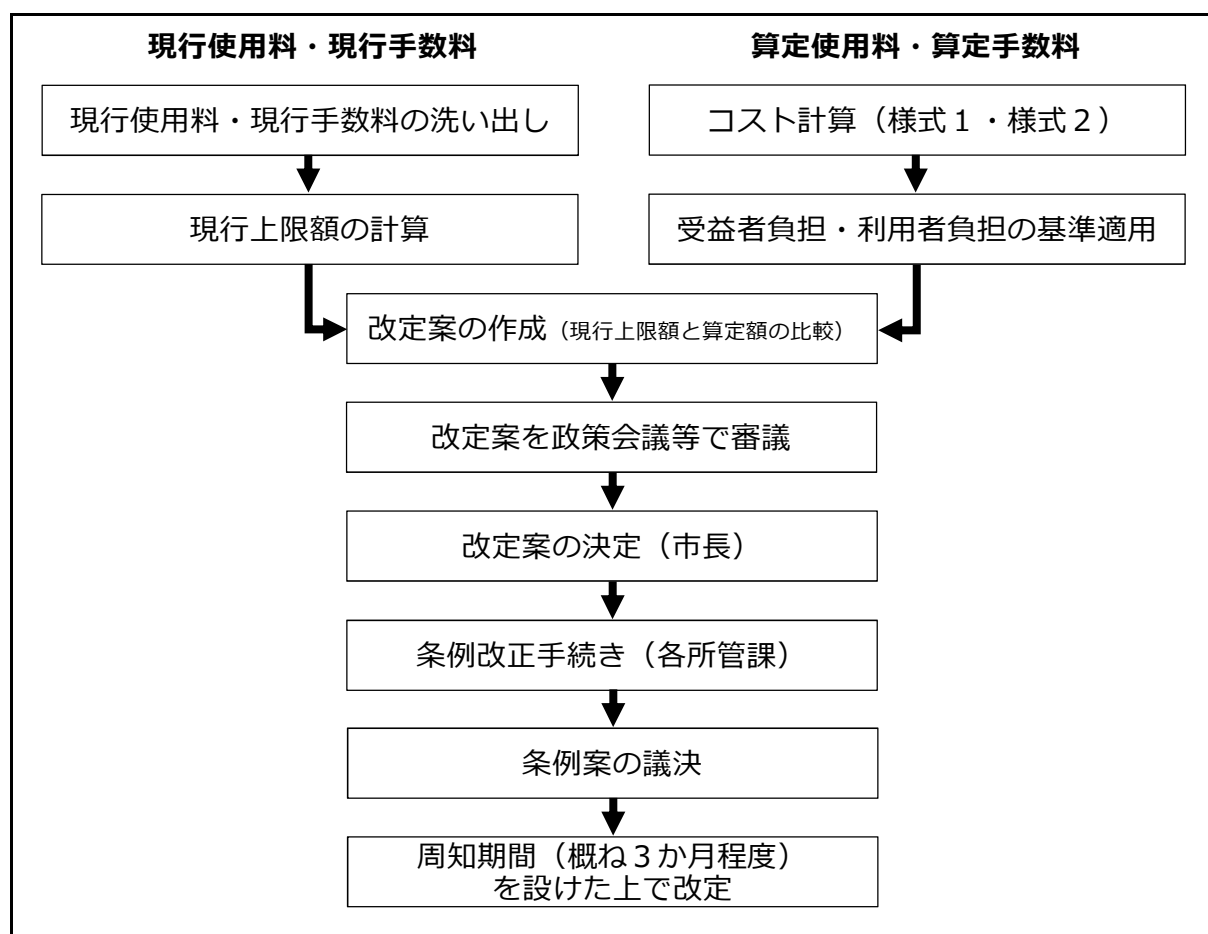


図 使用料・手数料の見直しフロー

受益者負担の基準率

サービス区分	施設名称	受益者負担率
公的領域サービス	幸手市コミュニティセンター	50%
	幸手市（中央・東・西・南・北）公民館	
	幸手市勤労青少年ホーム	
	幸手市立武道館	
	幸手市勤労福祉会館	
	幸手市西農村文化センター	
	幸手市上高野自転車駐車場	
	幸手市民文化体育館	
	幸手市老人福祉センター	
	上吉羽中央公園	
	幸手総合公園	
	千塚西公園	
	神扇グラウンド	
	神扇公園	
	幸手市保健福祉総合センター（貸出施設）	
私的領域サービス	幸手市ふれあい農園	75%

※手数料の受益者負担率は 100%（実費負担）とします。

利用者区分の基準

利用者区分	設定基準 (市内者の通常料金を 100%とした場合)
各種団体 (一定の条件を満たす場合)	50%相当額
幼児・児童・生徒 障がい者	50%相当額
市外者	200%相当額
準備のための使用	70%相当額 ※ 幸手市民文化体育館にのみ適用。

※ 市外者のうち、田園都市づくり協議会の近隣 3 市 2 町（久喜市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町）の構成市町内に住所を有する者は、市内者と同様に扱います。

※ 手数料は、サービスを享受する者の区分にかかわらず設定基準は 100%を原則とします。

様式 1 - 1 使用料コスト計算書

施設名		基準年度	
所属名		担当名	
根拠法令			

原価構成費・単価の算定

原価構成費合計 A1～A4計 = (A)		単価算定単位 (B) 年間使用可能時間 × 時間 貸出対象総面積 m ²		単価 A ÷ B = (C)
円		÷		= 円
原価構成費内訳	人 件 費 (A1)		物 件 費 (A2)	
	常勤職員	円 × 人 = 円	需用費	消耗品費 円 燃料費 円 印刷製本費 円 光熱水費 円 修繕料 円 その他需用費 円
	再任用職員	円 × 人 = 円	役務費	通信運搬費 円 手数料 円 保険料 円 その他役務費 円
	会計年度任用職員（実績値を計上）	円		委託料 円
	その他人件費	円	使用料等	円
	小計 円		原材料費	円
	減価償却費 (A3)		備品購入費	円
	建物 円		小計	円
	物品 円			
	その他 (A4)			
補足情報				

原価・使用料の算定

使用料区分	現行 使用料	貸出単位			原価 (円) C*D1*D2*D3 E	受益者 負担 割合 F	理論使用料(円)	
		① 時間 D1	② m ² D2	③ D3			掛け放し E*F G	四捨五入・ 上限率等 考慮後 G'
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

様式 1 - 2 使用料コスト計算書（行政財産）

施設名		基準年度	
所属		担当	
根拠法令			

原価構成費・単価の算定

原価構成費合計 A1～A4 =(A)		単価算定単位 (B)		単価 A÷B =(C)	
円		年間使用可能時間 貸出対象総面積 × m²		時間 =	
円				円	
原価構成費内訳	人件費 (A1)		物件費 (A2)		
	常勤職員 円 × 人=		需用費	消耗品費 円	
	再任用職員 円 × 人=			燃料費 円	
	会計年度任用職員（実績値を計上）			印刷製本費 円	
	その他人件費			光熱水費 円	
	小計 円			修繕料 円	
	減価償却費等 (A3)		役務費	その他需用費 円	
	減価償却費（建物）			通信運搬費 円	
	減価償却費（物品）			手数料 円	
	課税標準額（適正な価格）・土地 円 × 3.5/1000=			保険料 円	
	課税標準額（適正な価格）・家屋 円 × 6.0/1000=			その他役務費 円	
	小計 円		委託料 円		
			使用料等 円		
			原材料費 円		
			備品購入費 円		
			小計 円		
			その他 (A4)		
	小計 円				0円
補足情報					

原価・使用料の算定

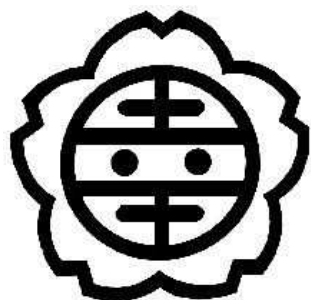
使用料区分	現行 使用料	貸出単位			原価 (円) C*D1*D2*D3 E	受益者 負担 割合 F	理論使用料(円)	
		① 時間 D1	② m ² D2	③ D3			掛け放し E*F G	四捨五入・ 上限率等 考慮後 G'
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

様式 2 手数料コスト計算書

事務名称			手数料条例 別表内番号	
			基準年度	令和 5 年度
手数料名称				
予算科目(説明)				
所属名		担当名		

手数料の算定

原価構成費の算定		標準処理時間の算定				
人 件 費	常勤職員		区分	窓口	郵送	多機能端末
	円 × 人 =	円	受付	分	分	分
	再任用職員		審査	分	分	分
	円 × 人 =	円	入力	分	分	分
	会計年度任用職員等		事務処理	分	分	分
		円	内容確認	分	分	分
			その他	分	分	分
	小計	円	合計	分	分	分
	一分あたり人件費	円	1 件あたり人件費	円	円	円
物件費等	窓口に係る経費	郵送に係る経費	多機能端末に係る経費			
需 用 費	消耗品費	円	円	円		
	燃料費	円	円	円		
	印刷製本費	円	円	円		
	光熱水費	円	円	円		
	修繕料	円	円	円		
	その他	円	円	円		
役 務 費	通信運搬費	円	円	円		
	手数料	円	円	円		
	保険料	円	円	円		
	その他	円	円	円		
委託料	円	円	円			
使用料等	円	円	円			
原材料費	円	円	円			
備品購入費	円	円	円			
減価償却費(物品)	円	円	円			
その他	円	円	円			
物件費等合計	円	円	円			
手数料算定	窓口	郵送	多機能端末			
年間処理件数	件	件	件			
1件あたり物件費等	円	円	円			
1件あたり人件費	円	円	円			
1件あたり経費	円	円	円			
理論手数料	円 /	円 /	円 /			
現行手数料	円 /	円 /	円 /			
補 足 情 報						



幸 手 市

Satte City

使用料・手数料の適正化に関する基本方針

平成17年11月 初版

令和 6年 7月 改訂

発行：幸手市

編集：総合政策部政策課

〒340-0192 埼玉県幸手市東 4-6-8

電話 0480 (43) 1111 (代表)

ホームページ <https://www.city.satte.lg.jp/>
